

議 長
確認印

議会運営委員会会議録

1、開会の日時 閉 会	平成 27 年 9 月 1 日 10 : 00 平成 27 年 9 月 1 日 12 : 00
2、場 所	委員会室
3、出席した委員	小林達信、割貝寿一、大縄武夫、鈴木幸江、鈴木孝則
4、欠席した委員	なし
5、出席を要求した者	総務課長
6、職務のため出席した者	議長、副議長、議会事務局長、書記
7、付議事件	第 1 平成 27 年第 5 回埴町議会定例会の運営について 第 2 全員協議会の開催について
8、議事の経過	<p>鈴木孝則副委員長開会、大縄武夫委員長あいさつ</p> <p>第 1 平成 27 年第 5 回埴町議会定例会の運営について</p> <p>(1) 町長提出議案について</p> <p>委員長：総務課長に説明を求める。</p> <p>総務課長：提出議案 22 件の説明をする。なお、追加議案 2 件提出予定である。</p> <p>(説明省略)</p> <p>委員長：質疑はあるか。</p> <p>割貝委員：予算に計上している草刈り機は何台分。</p> <p>総務課長：2 台分。以前のものが使えなくなっている。使用料は 3,000 円である。修理にお金がかかるので、ある程度使用料はとっていただく。</p> <p>小林委員：6 ページ資料中会社名はこれで正しいのか。</p> <p>総務課長：提案にあたっては再度確認する。</p> <p>委員長：そのほかなければ提案通り受理する。</p> <p>(総務課長退席)</p> <p>委員長：休憩する。</p> <p>(休憩)</p> <p>(2) 特別委員会の設置について</p> <p>委員長：再開する。事務局に説明を求める。</p> <p>事務局：資料に基づき説明する。</p> <p>(説明省略)</p> <p>委員長：質疑はあるか。</p> <p>委員長：内容は前回同様実施することにする。日程は、後程協議したい。</p> <p>(3) 会議規則の改正について</p>

委員長：次に移る。事務局に説明を求める。

事務局：資料に基づき説明する。

(説明省略)

委員長：質疑はあるか。

委員長：議員が出産のときの欠席の取扱いである。意見がないのでこのように進めたい。議運発議とする。

(異議なし)

(4) 一般質問について

委員長：次に移る。事務局に説明を求める。

事務局：通告書に基づき、通告者4人の質問内容を説明する。

(説明省略)

委員長：質疑はないか。

小林委員：鈴木茂議員の質問にある表彰の所管はどこか。

事務局：表彰そのものは総務課であるが、内申はそれぞれの機関である。ここでは教育委員会になる。

小林委員：通告先は教育委員会を加えたほうがよい。

委員長：加えるようにしたい。

小林議員：ふるさと納税制度の質問は制度内容に対してのもので一般質問には適さないと思うが。また、振興公社についての質問は適当か。

事務局：振興公社への質問については以前説明したとおりである。一般質問は町の事務に関することに対してできるので、振興公社が町とどのような関係にあるかがポイントになる。振興公社へ町は出資しており、湯遊ランドなどの施設管理の委託先でもある。その範囲において質問の対象になる。通告内容から見ると質問できるものと思う。最終的には議長の采配にるものとする。

小林委員：所感を伺うまでは良いがその先はどうするのか。

議長：その時点で考える。

委員長：質問内容によっては難しい点もある。

鈴木(孝)委員：あらかじめ注意を促しておいた方がよいのではないか。

委員長：議運として質問者へ注意をすることか。

割貝委員：注意の内容は客観的に行うべきである。

委員長：注意内容は委員長一任でよいか。

(異議なし)

委員長：7番議員の最終質問は以前から交渉している内容であるほか、JRの問題でもある。

鈴木(幸)委員：進まない理由は何か。

委員長：JRの問題である。最終的にはコストの問題。

委員長：一般質問はこの通り受理してよいか。なお、鈴木議員に対してはあらかじめ注意点を委員会として伝えることにする。

(5) 請願・陳情等について

委員長：次に移る。事務局に説明を求める。

事務局：陳情内容を説明する。

(説明省略)

委員長：質疑、意見はあるか。

鈴木（孝）委員：25号については以前から問題になっている。日本にいる外国人が優遇されていることに対して公平に取り扱うようにすべきとの陳情であり、意見書提出をしてもよいと思う。

委員長：25号については意見書を提出することでよいか。

事務局：その前にこの陳情の審査が必要。請願扱いにすることになる。なお、付託先は総務文教常任委員会になると思う。

委員長：そのように取り扱ってよいか。

(異議なし)

委員長：請願扱いとする。

事務局：請願審査であれば紹介議員が内容説明するが、今回は町職員に制度内容の説明を求めることも考えられる。いずれ、付託された委員会の決定であるが、これまでになかったことなので議運でも関与していいのではと思う。

小林委員：それがよい。委員会ではそのように審議すべき。

委員長：小林委員は総務委員長でもあるのでそのように進めてほしい。

(6) 諸般の報告について

委員長：次に移る。事務局に説明を求める。

事務局：前回同様諸般の報告のうち説明が不要なものはタブレット又は原本の確認ができるようにし、議員には配らない。

委員長：これは以前決めたこと、そのようにしてほしい。

(7) 会期・日程（案）・・・・・・・・・・別紙

委員長：次に移る。事務局に説明を求める。

事務局：会期日程を説明する。

(説明省略)

委員長：実質6日間の案である。質疑意見はあるか。

小林委員：特別委員会を1日でやることはできないか。1日とすべき。

割貝委員：同じである。

鈴木（幸）委員：質疑時間は確保したい。

鈴木（孝）委員：決算委員会は1.5日あれば十分。議案審議と同日に行えば実質5日は可能である。

委員長：正副議長意見はあるか。

(特になし)

委員長：特別委員会は1日とし、場合によっては本会議と同じ日に伸ばすこととで対応したい。

事務局：開議時刻は 9：30 でよいか。

委員長：特別委員会の日程は 9 月 14 日 9：30～とし、質問の通告期限は 11 日の 12：00 までとしたい。

（異議なし）

委員長：そのように決定する。

（8） その他

委員長：次に移る。事務局に説明を求める。

事務局：議事運営等について資料のとおり説明する。

傍聴者へのあいさつ、即刻答弁できない場合の対応、臨時議会の資料配布時期、タブレットの利用についてである。

（説明省略）

委員長：質疑意見はあるか。

割員委員：傍聴者へのあいさつに関してはあらかじめ各議員に周知すべき。

委員長：この内容は全協で周知すべきである。

鈴木（孝）委員：スケジュール管理は便利である。議員の活用を望む。

委員長：日程第 1 を終わる。

第 2 全員協議会の開催について

委員長：日程第 2 に移る。事務局に説明を求める。

事務局：町から申し出を打診されていたが取りやめになった。しかし、議会としての議題があるので開催したい。9 月 4 日午後としたい。

委員長：全協開催は 9 月 4 日 13：30 ということである。これでこの議題を終わる。

委員長：これで委員会を終わる。

副委員長 閉会

埴町議会委員会条例の第 27 条の規定により署名する。

平成 年 月 日

議会運営委員長